

令和6年度農作物凍霜害防止対策実施方針

宮城県農作物凍霜害防止対策月間実施要領に基づき、令和6年度における農作物の凍霜害防止を図るため、下記により防止対策を実施する。

1 凍霜害防止対策月間

- (1) 令和6年4月1日（月）から令和6年5月20日（月）まで
- (2) 令和7年3月10日（月）から令和7年3月31日（月）まで

2 凍霜害防止対策

(1) 農作物凍霜害防止技術対策指針の作成

作物別の凍霜害防止技術対策指針（以下「対策指針等」という。）について、関係課室と協議の上、作成するものとする。

(2) 実施内容

イ 園芸推進課は、市町村及び関係機関に対して凍霜害防止の意識啓発を図る。

ロ 各地方振興事務所、地域事務所の農業振興部及び各農業改良普及センターは、関係機関等と連携し、農業者、関係機関等に対して対策指針等の周知徹底を図るものとする。